

令和7年度 茨城県一般会計予算

令和7年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,263,693,626千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第18款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		438,011,395 千円
	1 県 民 税	135,777,831
	2 事 業 税	110,094,350
	3 地 方 消 費 税	91,750,835
	4 不 動 産 取 得 税	6,841,334
	5 県 た ば こ 税	3,766,165
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,533,134
	7 軽 油 引 取 税	31,802,665
	8 自 動 車 税	52,669,072
	9 鉱 区 税	3,441
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	2,741,003
	11 狩 猟 税	31,565
2 地 方 消 費 税 清 算 金		148,876,623
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	148,876,623
3 地 方 譲 与 税		62,548,192
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	58,355,273
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,450,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	93,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	549,349
	5 森 林 環 境 譲 与 税	99,570
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000

4 地 方 特 例 交 付 金		1,800,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,800,000
5 地 方 交 付 税		203,376,000
	1 地 方 交 付 税	203,376,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		699,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	699,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		8,517,874
	1 分 担 金	594,045
	2 負 担 金	7,923,829
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15,803,732
	1 使 用 料	11,249,973
	2 手 数 料	804,200
	3 証 紙 収 入	3,749,559
9 国 庫 支 出 金		136,142,522
	1 国 庫 負 担 金	54,719,465
	2 国 庫 補 助 金	76,390,444
	3 委 託 金	5,032,613
10 財 産 収 入		2,474,780
	1 財 産 運 用 収 入	1,169,780
	2 財 産 売 払 収 入	1,305,000
11 寄 附 金		1,056,066
	1 寄 附 金	1,056,066
12 繰 入 金		46,366,883
	1 特 別 会 計 繰 入 金	623,816
	2 基 金 繰 入 金	45,743,067

13 繰越金		5,000,000
	1 繰越金	5,000,000
14 諸収入		117,126,859
	1 延滞金、加算金及び過料	471,042
	2 県預金利子	52,253
	3 公営企業貸付金元利収入	3,854
	4 貸付金元利収入	99,151,948
	5 受託事業収入	4,173,358
	6 収益事業収入	8,015,282
	7 雑入	5,259,122
15 県債		75,893,700
	1 県債	75,893,700
歳入合計		1,263,693,626

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 2,018,309
	1 議 会 費	2,018,309
2 総 務 費		37,778,014
	1 総 務 管 理 費	19,431,204
	2 徴 税 費	12,733,215
	3 市 町 村 振 興 費	1,787,284
	4 選 挙 費	3,101,869
	5 人 事 委 員 会 費	149,935
	6 監 査 委 員 費	174,507
	7 諸 費	400,000
3 企 画 開 発 費		17,515,414
	1 企 画 費	8,428,682
	2 開 発 費	7,008,018
	3 統 計 調 査 費	2,078,714
4 生 活 環 境 費		14,165,986
	1 生 活 文 化 費	2,011,272
	2 環 境 保 全 費	12,154,714
5 防 災 ・ 危 機 管 理 費		6,795,216
	1 防 災 費	6,761,620
	2 災 害 救 助 費	33,596
6 保 健 医 療 費		142,341,349
	1 保 健 医 療 費	112,448,318
	2 保 健 所 費	3,359,087

	3 医 薬 費	12,026,110
	4 環 境 衛 生 費	1,363,606
	5 公 衆 衛 生 費	13,144,228
7 福 祉 費		91,443,529
	1 福 祉 政 策 費	3,197,324
	2 生 活 保 護 費	5,040,475
	3 障 害 福 祉 費	35,118,591
	4 長 寿 福 祉 費	3,791,698
	5 児 童 福 祉 費	44,295,441
8 労 働 費		5,464,660
	1 労 働 政 策 費	1,499,484
	2 産 業 人 材 育 成 費	3,832,066
	3 労 働 委 員 会 費	133,110
9 農 林 水 産 業 費		40,948,737
	1 農 業 費	11,539,402
	2 畜 産 業 費	2,518,425
	3 林 業 費	5,581,787
	4 水 産 業 費	4,439,034
	5 農 地 費	16,870,089
10 営 業 戦 略 費		6,760,119
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	1,083,334
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	3,834,797
	3 国 際 ビ ジ ネ ス 推 進 費	1,841,988
11 立 地 推 進 費		15,361,245
	1 立 地 推 進 費	15,361,245

12 商 工 費		97,976,328
	1 産 業 政 策 費	92,095,726
	2 技 術 振 興 費	2,780,011
	3 中 小 企 業 費	3,100,591
13 土 木 費		99,473,116
	1 土 木 管 理 費	4,040,561
	2 道 路 橋 梁 費	60,782,461
	3 河 川 海 岸 費	20,624,306
	4 港 湾 費	5,095,320
	5 都 市 計 画 費	4,896,781
	6 住 宅 費	4,033,687
14 警 察 費		67,496,252
	1 警 察 管 理 費	60,793,088
	2 警 察 活 動 費	6,703,164
15 教 育 費		280,900,659
	1 教 育 総 務 費	54,447,607
	2 小 学 校 費	84,099,766
	3 中 学 校 費	46,936,312
	4 高 等 学 校 費	59,941,113
	5 特 別 支 援 学 校 費	29,571,037
	6 社 会 教 育 費	3,770,380
	7 保 健 体 育 費	2,134,444
16 災 害 復 旧 費		796,096
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	146,214
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882

17 公 債 費		149,416,777
	1 公 債 費	149,416,777
18 諸 支 出 金		186,041,820
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,773,194
	2 利 子 割 交 付 金	376,837
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	91,615,634
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	75,502,007
	5 配 当 割 交 付 金	2,628,483
	6 株式等譲渡所得割交付金	4,233,324
	7 環 境 性 能 割 交 付 金	1,654,220
	8 法 人 事 業 税 交 付 金	8,181,438
	9 公 営 企 業 貸 付 金	76,683
19 予 備 費		1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000
歳 出 合 計		1,263,693,626

第2表 債務負担行為
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和7年度 至 令和17年度	元金1,188,000,000千円及びこれに対する利子相当額
県庁舎シーリング 改修工事請負契約	県庁舎のシーリング改修に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	336,405千円
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和14年度	融資総額1億5,323万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和27年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
地 方 道 路 整 備 工 事 請 負 契 約	主要地方道日立常陸太田線、日立市大久保町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	1,000,000千円
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和14年度	融資総額600万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	927,000千円
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和14年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額

医師海外派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和8年度 至 令和9年度	18,000千円
病院薬剤師奨学金返済 支援事業費補助	茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金制度に基づき、薬剤師不足地域内の病院で新たに勤務を開始した薬剤師が独立行政法人日本学生支援機構等に対して奨学金を返済した額の一部を補助する。	自 令和8年度 至 令和12年度	27,000千円
空港地上支援車両 購入契約	空港地上支援車両に係る購入契約を締結する。	令和8年度	109,670千円
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	38,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	47,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	58,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	397,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和19年度	71,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	44,000千円

災 害 対 策 融 資 損 失 補 償	災害対策融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	2,100千円
借 換 融 資 損 失 補 償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	56,000千円
失 業 者 等 生 活 資 金 融 資 損 失 補 償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和13年度	1,250千円
離 職 者 等 再 就 職 訓 練 業 務 委 託 契 約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和8年度 至 令和9年度	15,499千円
離 職 者 等 再 就 職 訓 練 業 務 委 託 契 約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令 和 8 年 度	3,300千円
野 菜 価 格 安 定 対 策 事 業 費 補 助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和7年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和7年度 至 令和8年度	257,106千円
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和27年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農 業 経 営 負 担 軽 減 支 援 資 金 利 子 補 給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和22年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額

農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和7年度において3億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和8年度 至 令和19年度	融資総額3億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第4条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和10年度以降	120,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和27年度	31,250千円
漁業近代化資金等利子補給	漁業近代化資金通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和30年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和10年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
県営かんがい排水事業工事請負契約	上備前川排水機場地区の排水ポンプ設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	400,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道245号、日立市留町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和8年度 至 令和10年度	3,700,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道123号、東茨城郡城里町御前山地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和8年度 至 令和9年度	800,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道461号、久慈郡大子町上岡地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	700,000千円
国補河川改修工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先外5箇所河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	700,000千円

国 補 公 園 事 業 工 事 請 負 契 約	港公園の展望塔改修に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	120,000千円
県 営 住 宅 建 設 工 事 請 負 契 約	桜川西アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	551,000千円
県 立 学 校 校 舎 建 設 工 事 請 負 契 約	(仮称) 神栖特別支援学校の校舎建設に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	3,340,317千円
自 然 博 物 館 展 覧 会 開 催 業 務 委 託 契 約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令 和 8 年 度	1,100千円
近 代 美 術 館 展 覧 会 開 催 業 務 委 託 契 約	近代美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令 和 8 年 度	2,694千円
陶 芸 美 術 館 展 覧 会 開 催 業 務 委 託 契 約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令 和 8 年 度	4,400千円
教 員 選 考 試 験 問 題 作 成 等 業 務 委 託 契 約	令和8年度に実施する茨城県公立学校教員選考試験の問題作成等業務に係る委託契約を締結する。	令 和 8 年 度	7,098千円
放 置 車 両 確 認 等 事 務 委 託 契 約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託業務を締結する。	令 和 8 年 度	37,910千円
県 議 会 議 事 堂 全 体 防 水 及 び 外 壁 改 修 工 事 請 負 契 約	県議会議事堂の全体防水及び外壁改修に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	422,296千円
県議会議事堂本会議場 天 井 耐 震 工 事 請 負 契 約	県議会議事堂の本会議場天井耐震改修に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	85,926千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	280,300	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 （据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	413,500			
土地改良事業	2,810,100			
河川事業	13,413,400			
海岸整備事業	165,600			
砂防事業	38,700			
急傾斜地崩壊対策事業	204,800			
港湾整備事業	1,406,700			
道路橋梁整備事業	24,103,400			
街路事業	165,600			
空港整備事業	42,300			
放課後児童クラブ整備事業	67,200			
産業技術専門学院整備事業	306,100			
茨城県職業人材育成センター整備事業	7,000			
栽培漁業センター施設整備事業	13,400			
体育施設整備事業	109,700			
公営住宅建設事業	724,500			
過年補助災害復旧事業	18,100			
現年補助災害復旧事業	185,400			
過年直轄災害復旧事業	81,000			
現年直轄災害復旧事業	29,800			
単独災害復旧事業	173,300			
保護施設整備事業	34,900			
児童福祉施設整備事業	99,900			

老人福祉施設整備事業	466,100			
障害福祉施設整備事業	242,200			
総合福祉会館整備事業	153,600			
青少年会館整備事業	1,400			
県庁舎等整備事業	632,600			
交通安全施設整備事業	1,115,300			
警察施設整備事業	1,614,500			
公園事業	600,300			
高校整備事業	4,393,100			
文化施設整備事業	283,800			
社会教育施設整備事業	82,800			
特別支援学校整備事業	1,816,800			
空港周辺整備事業	22,300			
地域鉄道設備等整備事業	42,200			
災害救助対策事業	2,700			
観光施設整備事業	103,900			
県立医療大学設備整備事業	209,200			
農業大学校施設整備事業	6,600			
農業総合センター 施設整備事業	34,500			
農業改良普及センター 施設整備事業	7,500			
土地改良事務所 施設整備事業	2,400			
情報テクノロジー大学校 整備事業	836,800			
自然観察施設整備事業	24,100			
産業技術イノベーション センター施設整備事業	130,000			
繊維高分子研究所整備事業	10,700			
笠間陶芸大学校整備事業	400			
いばらき量子ビーム 研究センター整備事業	11,000			

県民文化センター 施設整備事業	104,900			
霞ヶ浦環境科学センター 整備事業	7,800			
園芸リサイクルセンター 整備事業	59,900			
園芸種苗センター 施設整備事業	6,600			
保健所施設整備事業	912,600			
食肉衛生検査所 施設整備事業	18,500			
公共処分場整備事業	3,188,600			
地域活性化事業	212,600			
防災対策事業	468,000			
合併特例事業	868,400			
地方道路等整備事業	5,189,200			
緊急防災・減災事業	2,812,600			
上水道事業出資金	4,168,000			40年以内 (据置期間を含む。)
県央地域工業用水道事業	127,100			30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金貸付金	7,400	普通貸借	無利子	12年以内 (据置期間を含む。)
合 計	75,893,700			

令和 7 年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和 7 年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,037,902千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		25,037,902 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 収 入	24,184,594
	2 繰 入 金	361,050
	3 繰 越 金	492,258
歳 入 合 計		25,037,902

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		25,037,902 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 費	24,250,629
	2 積 立 金	3,888
	3 繰 出 金	200,000
	4 予 備 費	583,385
歳 出 合 計		25,037,902

令和7年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和7年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,909,070千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	千円 93,212,900	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30 年 以 内 （据置期間を含む。）
計	93,212,900			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		148,909,070 ^{千円}
	1 財 産 収 入	287,775
	2 繰 入 金	55,408,395
	3 県 債	93,212,900
歳 入 合 計		148,909,070

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		148,909,070 ^{千円}
	1 公 債 費	148,909,070
歳 出 合 計		148,909,070

令和 7 年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和 7 年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ697,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		697,000 ^{千円}
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	696,999
歳 入 合 計		697,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 支 出		697,000 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 資 金 支 出	600,000
	2 繰 出 金	96,000
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		697,000

令和 7 年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和 7 年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,565,640千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 収 入		4,565,640 ^{千円}
	1 事 業 収 入	908,261
	2 財 産 収 入	346,854
	3 繰 越 金	3,153,841
	4 諸 収 入	155,502
	5 使 用 料	1,182
歳 入 合 計		4,565,640

歳 出

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 費		4,565,640 ^{千円}
	1 鹿 島 開 発 事 業 費	3,868,389
	2 公 債 費	687,251
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		4,565,640

令和7年度 茨城県立医療大学付属病院特別会計予算

令和7年度茨城県立医療大学付属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,417,801千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立医療大学付属病院 整備事業	千円 57,300	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	57,300			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 収 入		3,417,801 ^{千円}
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,863,645
	2 財 産 収 入	1,289
	3 繰 入 金	1,449,621
	4 繰 越 金	30,000
	5 諸 収 入	15,946
	6 県 債	57,300
歳 入 合 計		3,417,801

歳 出

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 費		3,417,801 ^{千円}
	1 病 院 運 営 費	2,788,826
	2 研 究 研 修 費	22,244
	3 公 債 費	604,231
	4 予 備 費	2,500
歳 出 合 計		3,417,801

令和 7 年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ237,349,734千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 収 入		237,349,734 ^{千円}
	1 負 担 金	76,595,747
	2 国 庫 支 出 金	65,643,391
	3 財 産 収 入	2,400
	4 繰 入 金	15,358,953
	5 繰 越 金	786,888
	6 諸 収 入	78,962,355
歳 入 合 計		237,349,734

歳 出

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 費		237,349,734 ^{千円}
	1 国 民 健 康 保 険 費	236,173,845
	2 積 立 金	1,175,789
	3 予 備 費	100
歳 出 合 計		237,349,734

令和 7 年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和 7 年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ322,365千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入		322,365 ^{千円}
	1 繰入金	703
	2 貸付返納金	106,938
	3 繰越金	214,711
	4 諸収入	13
歳入合計		322,365

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出		322,365 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	235,636
	2 予備費	86,729
歳出合計		322,365

令和 7 年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和 7 年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,168,371千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款		項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入			1,168,371千円
	1 繰 入 金		21,878
	2 繰 越 金		5,301
	3 諸 収 入		1,141,192
歳 入 合 計			1,168,371

歳 出

款		項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出			1,168,371千円
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		1,164,498
	2 予 備 費		3,873
歳 出 合 計			1,168,371

令和 7 年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和 7 年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,594千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		19,594 ^{千円}
	1 繰 入 金	3,869
	2 繰 越 金	308
	3 諸 収 入	15,417
歳 入 合 計		19,594

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 支 出		19,594 ^{千円}
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	15,703
	2 業 務 勘 定 支 出	3,885
	3 予 備 費	6
歳 出 合 計		19,594

令和 7 年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 7 年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		71,343 ^{千円}
	1 繰入金	342
	2 繰越金	70,001
	3 諸収入	1,000
歳入合計		71,343

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		71,343 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	70,000
	2 業務勘定支出	343
	3 予備費	1,000
歳出合計		71,343

令和 7 年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 7 年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		71,343 ^{千円}
	1 繰入金	1,339
	2 繰越金	54,807
	3 諸収入	15,197
歳入合計		71,343

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,343 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	70,000
	2 業務勘定支出	1,339
	3 予備費	4
歳出合計		71,343

令和 7 年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和 7 年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,621,474千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	千円 6,129,600	債券発行又は 普通貸借	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)
計	6,129,600			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		10,621,474 ^{千円}
	1 使 用 料	1,758,115
	2 財 産 収 入	426,161
	3 繰 入 金	1,873,793
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	431,805
	6 県 債	6,129,600
歳 入 合 計		10,621,474

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		10,621,474 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	129,864
	2 港 湾 管 理 費	1,767,109
	3 港 湾 振 興 費	55,103
	4 港 湾 建 設 費	6,287,200
	5 公 債 費	2,380,198
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		10,621,474

令和 7 年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和 7 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,099,011千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 関 連 事 業	千円 31,529,100	債 券 発 行 又 は 普 通 貸 借	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30 年 以 内 (据置期間を含む。)
計	31,529,100			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土 地 区 画 整 理 事 業 収 入		41,099,011 ^{千円}
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	10
	2 国 庫 支 出 金	15,000
	3 負 担 金	101,500
	4 財 産 収 入	6,020,185
	5 繰 入 金	170,300
	6 繰 越 金	2,695,794
	7 諸 収 入	567,122
	8 県 債	31,529,100
歳 入 合 計		41,099,011

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費		41,099,011 ^{千円}
	1 T X 沿 線 開 発 事 業 費	37,215,724
	2 鳥 名 ・ 福 田 坪 開 発 事 業 費	1,211,621
	3 上 河 原 崎 ・ 中 西 開 発 事 業 費	2,630,043
	4 阿 見 ・ 吉 原 開 発 事 業 費	41,623
歳 出 合 計		41,099,011

令和7年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	370人	年間	135,177人
外来	1日平均	980人	年間	237,160人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数	537床(稼働病床数276床)
-------	-----------------

(2) 患者数

入院	1日平均	223人	年間	81,198人
外来	1日平均	303人	年間	73,326人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

(2) 患者数

入院	1日平均	106人	年間	38,525人
外来	1日平均	211人	年間	51,082人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	143,059千円
第1項 医療外収益	143,059千円
第2款 中央病院事業収益	21,416,428千円
第1項 医療収益	18,405,432千円
第2項 医療外収益	3,000,996千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,357,182千円
第1項 医療収益	3,294,530千円
第2項 医療外収益	1,061,652千円

第3項 特 別 利 益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,446,078千円
第1項 医 業 収 益	53,735千円
第2項 医 業 外 収 益	1,391,343千円
第3項 特 別 利 益	1,000千円
支 出	
第1款 本 庁 事 業 費 用	143,059千円
第1項 医 業 費 用	143,054千円
第2項 医 業 外 費 用	5千円
第2款 中央病院事業費用	21,348,527千円
第1項 医 業 費 用	21,075,195千円
第2項 医 業 外 費 用	253,332千円
第3項 特 別 損 失	10,000千円
第4項 予 備 費	10,000千円
第3款 こころの医療センター 事業費用	4,312,885千円
第1項 医 業 費 用	4,228,016千円
第2項 医 業 外 費 用	77,869千円
第3項 特 別 損 失	6,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,423,548千円
第1項 医 業 費 用	1,353,520千円
第2項 医 業 外 費 用	68,028千円
第3項 特 別 損 失	1,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額970,681千円は、過年度分損益勘定留保資金28,634千円及び当年度分損益勘定留保資金942,047千円で補てんする。)

収 入

第1款 中央病院資本的収入	933,361千円
第1項 企 業 債	627,900千円
第2項 負 担 金	295,461千円
第3項 諸 収 入	10,000千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	214,303千円
第1項 企 業 債	103,500千円
第2項 負 担 金	110,695千円
第3項 国 庫 補 助 金	108千円
第3款 こども病院資本的収入	489,902千円
第1項 企 業 債	309,800千円
第2項 負 担 金	180,102千円

支 出

第1款 中央病院資本的支出	1,645,646千円
第1項 建設改良費	1,054,724千円
第2項 償還金	590,922千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	329,518千円
第1項 建設改良費	107,948千円
第2項 償還金	221,390千円
第3項 投資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	633,083千円
第1項 建設改良費	309,902千円
第2項 償還金	323,181千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立中央病院整備事業	千円 627,900	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 利 5.0 パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30 年 以 内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	103,500			
県立こども病院整備事業	309,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 職員給与費等 | 14,087,318千円 |
| (2) 交 際 費 | 610千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業	
薬 品	4,794,579千円
燃 料	94,887千円
計	4,889,466千円

2 こころの医療センター事業

薬 品	142,355千円
診 療 材 料	37,036千円
燃 料	943千円
計	180,334千円

令和7年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	33市町村 2企業団
(2) 年 間 総 給 水 量	145,509,630m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	398,657m ³
(4) 建 設 改 良 費	
県南西広域水道事業	14,466,600千円
鹿行広域水道事業	557,615千円
県中央広域水道事業	3,739,927千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事 業 収 益	19,955,219千円
第1項 営 業 収 益	17,511,874千円
第2項 営 業 外 収 益	2,432,117千円
第3項 特 別 利 益	11,228千円

支 出

第1款 事 業 費 用	19,663,290千円
第1項 営 業 費 用	18,585,819千円
第2項 営 業 外 費 用	1,053,843千円
第3項 特 別 損 失	11,628千円
第4項 予 備 費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,328,919千円は、過年度分損益勘定留保資金7,640,281千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額688,638千円で補てんする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	13,102,966千円
第1項 国 庫 補 助 金	2,943,181千円
第2項 企 業 債	5,445,000千円
第3項 出 資 金	4,168,000千円
第4項 負 担 金	362,110千円
第5項 他 会 計 補 助 金	107,992千円
第6項 長 期 借 入 金	76,683千円

支 出

第1款 資本的支出	21,431,885千円
第1項 建設改良費	18,764,142千円
第2項 資産購入費	79,396千円
第3項 償還金	2,442,877千円
第4項 補助金返還金	145,470千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和8年度	4,126,937 ^{千円}
県中央広域水道建設事業工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	605,000
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和8年度	97,416
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和8年度	34,980
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和8年度	6,480

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	5,445,000 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 1,078,871千円
- (2) 交 際 費 148千円

（他会計からの補助金）

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、225,550千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和7年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	251事業所
(2) 年 間 総 給 水 量	330,727,710m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	906,103m ³
(4) 建 設 改 良 費	
那珂川工業用水道事業	785,283千円
鹿島工業用水道事業	2,351,788千円
県南西広域工業用水道事業	1,772,680千円
県央広域工業用水道事業	2,359,162千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	13,283,829千円
第1項 営 業 収 益	12,032,734千円
第2項 営 業 外 収 益	1,251,095千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	12,428,806千円
第1項 営 業 費 用	11,792,750千円
第2項 営 業 外 費 用	625,556千円
第3項 特 別 損 失	500千円
第4項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,986,940千円は、過年度分損益勘定留保資金3,330,616千円、当年度分消費税等資本的収支調整額219,652千円及び建設改良積立金436,672千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	4,600,344千円
第1項 国 庫 補 助 金	341,600千円
第2項 企 業 債	3,843,300千円
第3項 負 担 金	415,444千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	8,587,284千円
第1項 建 設 改 良 費	7,268,913千円
第2項 資 産 購 入 費	2,399千円
第3項 償 還 金	1,198,779千円
第4項 補 助 金 返 還 金	112,621千円

第5項 基金積立金

4,572千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
那珂川工業用水道建設事業工事請負契約	令和8年度	3,575 ^{千円}
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	令和8年度	33,055
県央広域工業用水道建設事業工事請負契約	令和8年度	5,962

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道事業	3,843,300 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 697,359千円

(2) 交 際 費 98千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,421千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和7年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

坂東山地区土地造成事業

土地分譲 70,000㎡

土地造成費 1,688,151千円

ひたちなか地区
土地造成事業

土地分譲 226,000㎡

土地造成費 2,979,100千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 9,250,137千円

第1項 営業収益 9,240,549千円

第2項 営業外収益 9,588千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 9,620,889千円

第1項 営業費用 8,737,300千円

第2項 営業外費用 881,189千円

第3項 特別損失 400千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,638,600千円は、過年度分損益勘定留保資金3,200,449千円及び当年度分損益勘定留保資金3,438,151千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 4,202,551千円

第1項 企業債 4,179,300千円

第2項 受託工事収入 19,674千円

第3項 関連事業収入 3,577千円

支 出

第1款 土地造成事業資本的支出 10,841,151千円

第1項 土地造成費 4,667,251千円

第2項 償 還 金 6,173,900千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地 域 振 興 事 業	千円 4,179,300	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、15,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 等 41,531千円

(2) 交 際 費 4千円

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1 処分する資産	土 地	工 業 団 地 (ひたちなか市新光町)	353,000㎡	売払い

令和7年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 45,030,445m ³ |
| (2) 1日平均処理水量 | 123,371m ³ |
| (3) 処理区域 | 神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区 |
| (4) 建設改良費 | 1,198,824千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,558,161千円
第1項 営業収益	3,001,083千円
第2項 営業外収益	557,045千円
第3項 特別利益	33千円
支 出	
第1款 事業費用	3,550,918千円
第1項 営業費用	3,465,039千円
第2項 営業外費用	84,819千円
第3項 特別損失	60千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額654,641千円は、過年度分損益勘定留保資金577,704千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額76,937千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	869,204千円
第1項 国庫補助金	267,350千円
第2項 企業債	509,700千円
第3項 負担金	92,154千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,523,845千円
第1項 建設改良費	1,198,824千円
第2項 資産購入費	31,147千円
第3項 償還金	293,874千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	2,770,000 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
鹿島臨海都市計画 下 水 道 事 業	509,700 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 223,980千円

令和7年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	130,560,000m ³
(2) 1日平均処理水量	357,699m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	3,059,199千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,222,847千円
第1項 営業収益	9,681,321千円
第2項 営業外収益	7,452,879千円
第3項 特別利益	88,647千円
支 出	
第1款 事業費用	17,533,399千円
第1項 営業費用	17,101,936千円
第2項 営業外費用	378,196千円
第3項 特別損失	49,267千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,523,398千円は、過年度分損益勘定留保資金1,135,507千円、当年度分損益勘定留保資金316,874千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額71,017千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,786,885千円
第1項 国庫補助金	1,552,855千円
第2項 企業債	1,527,016千円
第3項 負担金	629,257千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	19千円
第6項 その他補助金	77,658千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,310,283千円
第1項 建設改良費	3,059,199千円

第2項 資産購入費	51,507千円
第3項 償還金	2,194,384千円
第4項 基金積立金	5,193千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	924,000 ^{千円}
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	1,716,960
那珂久慈流域下水道工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	2,376,500
霞ヶ浦水郷流域下水道工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	596,000
利根左岸さしま流域下水道工事請負契約	令 和 8 年 度	40,000
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	令 和 8 年 度	45,780
小貝川東部流域下水道工事請負契約	令 和 8 年 度	53,700

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業	1,527,016 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 552,501千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,336,211千円である。